

いまやろ！くるみん【No.10】

平成28年3月7日発行



愛媛労働局雇用均等室

桜花の候、ますますご健勝のこととおよろこび申し上げます。
さて、平成25年度から発行している「いまやろ！くるみん」も今回で第10号となりました。本号では今年度に入ってから、新規で認定した企業の取組や認定通知書交付の様子などをお知らせしたいと思っておりますので、是非ご覧いただき、引き続き仕事と家庭の両立にご尽力いただきますようお願いいたします。

平成27年度のくるみん認定企業は

- ・(株)伊予銀行(3回目)
- ・(株)ベルワイド
- ・日本食研ホールディングス(株)(3回目)
- ・(株)伊予鉄高島屋(4回目)
- ・(株)西条環境分析センター(2回目)
- ・佐川印刷(株)
- ・(医)青峰会(3回目)
- ・四国スバル(株)
- ・三浦マシン(株)
- ・(株)よんやく(2回目)
- ・(株)レディ薬局
- ・(株)ダイキアクシス

愛媛県内のくるみん認定企業は**38社**となりました!!

おめでとうございます!!

次世代育成対策資産の導入を目標として掲げ、 くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得すると、**税制優遇(くるみん税制)** が受けられます!!

○平成27年度のくるみん税制は、企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載したうえで導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について**割増償却**ができることとするものです。

★くるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めてくるみん認定を受けた企業は、**認定を受けた事業年度(1年間)**に、企業・資産の種類に応じた、以下の割増償却率の適用が受けられます。



資産の区分	企業の区分	常時雇用する労働者が101人以上のくるみん認定企業	常時雇用する労働者が100人以下のくるみん認定企業
建物及び建物附属設備		24%	32%
それ以外の資産		18%	24%

★プラチナくるみん認定を受けた場合

※常時雇用する労働者数は、行動計画届出時の数字です。

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間に初めてプラチナくるみん認定を受けた企業は、**認定を受けた事業年度から3年間**、資産の種類に応じた、以下の割増償却率の適用が受けられます。

資産の区分	全てのプラチナくるみん認定企業
建物及び建物附属設備	15%
それ以外の資産	12%



株式会社ダイキアクシス(平成27年11月25日認定)

●大亀社長の抱負

当社は、『人に、自然に、より優しい企業を目指す』を基本目標として掲げております。最近では、取組のきっかけとなった女性社員の結婚・出産に伴う離職の減少傾向や、男女問わず両立支援への関心も増えてきております。この度のくるみん認定を機に、これまで以上に次世代への支援とワーク・ライフ・バランスの益々の充実を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

代表取締役社長 大亀 裕



●育児休業取得者の声

1週間程度ですが、育児休業を取得しました。「子どもがいるからこそ、より一層仕事に取り組むべきだ」「期間が短ければ意味がない」という意見もありますが、ほんの少しでも育休を取得する事で、得られるものは数多く、子を持つ女性の大変さ、育児自体が親の成長にも役立つ事など、育児に対する考え方が大きく変わったような気がします。

長い人生の中で、仕事を休むほど育児を求められる期間はほんの僅かです。その大変な時期に子どもと関われる喜びを与えてくれた会社と上司や周りの方々に感謝しています。

経営企画部 経理財務課 尾崎孔紀



くるみん認定通知書交付式を開催しました!!(平成27年12月8日)

愛媛労働局において、今回1回目の認定を受けた株式会社ダイキアクシスに対し、天野局長から通知書を交付しました。

交付式後は、株式会社ダイキアクシスの仕事と家庭の両立に係る取組や成果などについて懇談が行われました。



右から愛媛労働局	局長 天野 敬
(株)ダイキアクシス	専務取締役 堀淵 昭洋様
	総務部長 本田 和博様
	総務部人事課 中巻 理恵様
愛媛労働局	雇用均等室長 藤田 恭子



【編集発行】愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL : 089-935-5222 FAX : 089-935-5223

HP http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukinntou/k_kinto.html

